

平成 30 年度事業計画

公益社団法人 日本精神科病院協会

目次

公益目的事業 1：精神保健医療福祉の向上に関する事業

[1]精神保健医療福祉に関する調査研究及び資料収集

(1) 病院及び施設における精神保健医療福祉の現況分析に関する調査・研究事業	1
1 精神保健福祉法見直しに関する対応	1
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての検討	1
3 精神科病院における機能分化についての検討	1
4 厚生労働省等の開催する検討会への参画	2
5 政策提言を行うための調査研究の実施	2
6 地域精神医療サービス等に関する検討	2
7 平成30年度診療・介護報酬同時改定への対応	2
8 平成32年度診療報酬改定に向けての活動	2
9 診療報酬改定による精神科病院の経営等影響に対する調査分析の活動	2
10 診療報酬通知等に関する検討	3
11 人口動態・疾病構造の変化に伴う診療報酬からみた精神科病院の方向性の検討	3
12 レビュー活動の普及推進	3
13 税制改正要望取りまとめ	3
14 医療従事者確保に関する検討	3
15 精神科チーム医療への対応	3
16 精神科医療安全士（仮称）資格実現に向けての検討	4
17 会員病院とその付属施設等における人員調査の継続と精査	4
18 医療従事者等の働き方、勤務環境の検討	4
19 介護保険報酬改定の検討	4
20 日本精神科病院協会総合調査	4
21 障害支援区分の検討	4
22 訪問看護における多職種アウトリーチの検討	5
23 精神科医療の構造改革に資する地域移行と地域支援の在り方の検討	5
24 障害福祉サービス報酬等の改定への対応	5

(2) 精神保健医療福祉に関する資料収集事業	5
------------------------	---

[2]精神保健医療福祉従事者の人材育成及び教育研修

(1) 精神医療保健福祉の向上を目的とした研修会開催事業	6
1 精神科病院理事長等研修会の実施	6
2 海外研修の企画・実施	6
3 公認心理師現任者講習会の実施	6
4 看護管理者を対象とした研修会の実施	6
5 全国認知症疾患医療センター連絡協議会の開催	6
6 地域精神医療フォーラムの開催	7
7 認知症に関する研修会の開催	7
8 医療安全管理者養成研修会（新規・更新）の実施	7
9 医師臨床研修指導医講習会への協力	7

(2) 日本精神科医学会学術教育推進制度事業	7
1 日本精神科医学会学術大会の開催	8
2 精神科病院職員の研修ならびに学術団体としての活動	8
(3) 日本精神科医学会職種認定制度事業	11
1 日本精神科医学会職種認定制度：精神科臨床専門医	11
2 日本精神科医学会職種認定制度：認知症臨床専門医	11
3 日本精神科医学会職種認定制度：認定看護師	11
4 日本精神科医学会職種認定制度：認知症認定看護師	11
5 認知症に関する看護研修会の実施	12
6 日本精神科医学会職種認定制度：認定栄養士	12
7 認定栄養士研修会の実施	12
(4) 外国人技能実習生の受入れに関する事業	12
(5) 無料職業紹介事業	13
[3] 精神保健医療福祉に関する普及及び啓発	14
(1) 日本精神科病院協会雑誌等の発行	14
1 日本精神科病院協会雑誌の刊行	14
2 認知症クリニカルパスの普及啓発の実施	14
3 刊行物の発行	14
(2) 精神保健医療福祉情報の提供	15
1 国民への精神障害者に対する理解の向上と情報提供	15
2 日精協ホームページの拡充	15
(3) 医療安全と質の向上に関する事業	15
(4) (公社)日本精神保健福祉連盟精神保健福祉全国大会等への助成	15
[4] 災害時における精神保健医療福祉に関する支援事業	16
(1) 被災精神科病院に対する支援事業	16
(2) 災害時の対応力向上に関する事業	16
(3) D P A T (災害派遣精神医療チーム) 事務局事業	16

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1 日精協組織運営に関する事項の検討	17
2 中央及び地方の各種審議会との連携強化	17
3 関係諸団体及び関連学会との連携	17
4 病院経営等の諸問題発生時の対応、病院経営上の問題の解決と支援	17
5 会員への制度改革等の情報提供	17
6 日精協ニュースの編集・発行	17
7 記念誌発行	17
8 会員管理	17
9 支部における看護職種関連委員会の設立促進	18
10 日本准看護師連絡協議会運営の協力	18

公益目的事業 1：精神保健医療福祉の向上に関する事業

[1] 精神保健医療福祉に関する調査研究及び資料収集

(1) 病院及び施設における精神保健医療福祉の現況分析に関する調査・研究事業

総合調査等の実態調査を行うことで精神科医療の在り方を研究し、今後の医療制度の問題点への指摘・提言できるデータを作成し、精神保健医療福祉の向上を目指す。また、厚生労働科学研究費補助金事業をはじめとした国庫補助金事業などによる調査を実施する。

1 精神保健福祉法見直しに関する対応

「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」にて精神保健福祉法改正の議論が行われてきた。さらに「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」では措置入院見直しについて検討された。上記検討会の報告書が提出され第 193 回国会にて精神保健福祉法改正案が上程され継続審議となったが、平成 29 年 9 月の衆議院解散により廃案となった。そのため、引き続いて上記検討会等の取りまとめを踏まえて、同法改正に向けての検討・提言を行う。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての検討

障害福祉計画の基本指針に係る成果目標及び活動指標に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が位置づけられていることを鑑み、具体化に向けての検討・提言を行う。

3 精神科病院における機能分化についての検討

われわれの描く精神医療の将来ビジョンを念頭におき、今後の精神科病院の入院医療が如何にあるべきかを日精協会員の立場で考え、実情に合わせた病床の機能分化について検討し、日精協発の積極的な提案を行っていく。急性期（3 ヶ月未満）・回復期（3 ヶ月以上 1 年未満）・慢性期（1 年以上）に関する問題、重度かつ慢性の患者の入院および長期入院に関する問題、身体合併症患者に関する問題を検討した上で、「地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」にて示された人口減少や、疾病構造の変化、ニーズの変化に伴い、精神科病院のダウンサイジングが余儀なくされることから、病床単位での機能分化（ケースミックス）の実現を図るべく検討・提言を行う。

4 厚生労働省等の開催する検討会への参画

厚生労働省等の開催する検討会への委員派遣や厚生労働科学研究への研究員派遣を行い、検討内容についての意見具申等を通じて、当協会の精神保健福祉に関する考え方の実現を図る。

5 政策提言を行うための調査研究の実施

現下のわが国精神保健医療福祉の一大変革期において、当協会の基本的考え方に立脚した政策提言を行うために、現状の分析に資する調査研究を行う。

6 地域精神医療サービス等に関する検討

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめにおいて「再発・再入院を防ぎ、地域生活を維持・継続するための医療・福祉サービスの充実を図ることが必要である。」と記載されていることを鑑み、平成 29 年度に検討したデイホスピタルの具現化に向けた更なる検討を進める。

7 平成 30 年度診療・介護報酬同時改定への対応

次期医療・介護同時改定と、第 7 次医療計画が同時に動き出すため、会員病院にも診療報酬と施策双方の動きに呼応した経営・運営方針が求められる。そうした流れを支援できるように、厚生労働省から発出される疑義解釈の周知や日精協版 Q&A の作成・公開に取り組む。

8 平成 32 年度診療報酬改定に向けての活動

精神科関連の既存項目の不合理的点や新設項目の必要性を検討し、入院料等基本診療料に関しては日本医師会への 32 年度改定に向けた要望書、特掲診療料に関しては内保連提出用医療技術評価提案書の作成に備える。

9 診療報酬改定による精神科病院の経営等影響に対する調査分析の活動

1) 平成 30 年度診療報酬改定の影響の分析

診療報酬改定の会員病院への(緊急レセプト)影響度調査をはじめ、資料整備と分析を継続的に行う。

2) 医療経済実態調査の調査分析と報告書作成

平成 10 年から毎年実施している医療経済実態調査の分析と報告書作成によって、少子高齢化社会での人手不足や疾病構造の変化、あるいは地域特性を踏まえながら、地域の医療需要の的確な把握を迫られる会員病院に対して、各々の現状の立ち位置を見極められる羅針盤となる情報を提供していく。

10 診療報酬通知等に関する検討

現行の診療報酬体系、施設基準体系は、告示・通知も含めて、極めて複雑であり運用上非効率であるばかりか、誤解や誤算定を起しやすいつ内容となっている。日精協は特定入院料病棟やデイケア等が施設基準における不利な解釈や指導で自主返還を求められる事例が多いことなどを背景に、この問題に敏感に対処してきた。全国から寄せられる膨大な診療報酬（告示・通知）に係る疑問の内、各支部内で解決困難な事案への対応を引き続き継続していく。

11 人口動態・疾病構造の変化に伴う診療報酬からみた精神科病院の方向性の検討

人口動態・疾病構造の変化に伴い精神科においても高齢者医療・介護のケアの在り方が大きく変化することが予想され診療報酬等でどのように対応でききるかの検討、また、精神科特定入院料の診療報酬、施設基準、包括範囲等については、一度の改定のみならず数回の改定を見越し、エビデンスの構築を含め診療報酬へ適切に反映できる仕組みの検討を行う。

12 レビュー活動の普及推進

「日精協版 セルフレビューチェックシート平成28年度版」の回答票の集計結果を基に新たなセルフレビュー項目、セルフレビュー実施方法を検討する。また、回答票を提出した認定病院へ認定証の発行等を行い、引き続きセルフレビュー・ピアレビューの実施率の向上対策と実施体制の支援を行う。

13 税制改正要望取りまとめ

社会保険診療報酬に係る消費税の非課税の見直し・事業税の非課税措置・法人税率の軽減・社会医療法人の認定取消し時の一括課税問題・病院、診療所の建物、附属設備の耐用年数の短縮についての要望を取りまとめる。

14 医療従事者確保に関する検討

看護・介護関連職員の充足を図るべく関係団体と協議を重ねて対策を講じ、また、他医療従事者が抱える問題について検討する。

15 精神科チーム医療への対応

医療従事者の業務の評価やあり方について検討し、精神科チーム医療の一層の推進を図る。

1 6 精神科医療安全士（仮称）資格実現に向けての検討

厚生労働省の「精神科病院における安心・安全の医療環境を確保するための研究（分担研究）」及び「精神科医療体制確保研修（精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修）事業」において検討されている精神科病院等における安全な医療を提供するための人材の教育研修及び資格化実現に向けての検討を行う。

1 7 会員病院とその付属施設等における人員調査の継続と精査

会員病院とその法人傘下施設を対象に、全体の人員規模や職種別、施設別の人員構成を把握する。

1 8 医療従事者等の働き方、勤務環境の検討

精神科病院固有の医療従事者等の働き方、勤務環境などを踏まえた対応をとりまとめ、今後、関係省庁等へ意見を述べるための検討を行う。

1 9 介護保険報酬改定の検討

介護保険報酬改定において、精神科医療並びに精神科病院に関連する事項について検討するとともに、認知症に関連する事項についても確認を行う。必要に応じて調査等も検討する。

2 0 日本精神科病院協会総合調査

近年急激に変化する医療環境の中、日本の精神科医療の基幹を担う全国の会員病院のおかれた現状を明らかにし、他に類を見ない精神科病院の総合資料として、今後の精神科医療政策提言に正しく反映していくことを目的とし、全会員病院を対象に前年度実施した調査を分析し、報告書を発行する。また、調査項目、分析、会員へのフィードバック等について各委員会横断的に検討する。

調査内容／病院基礎調査、患者動態調査、職種別職員調査、看護職員調査、精神保健福祉士・心理技術者・作業療法士・デイケア要員・日精協通信教育被認定者調査、賃金・労務・福利関係調査、病棟調査、（医療経済実態調査）

2 1 障害支援区分の検討

障害支援区分の一次判定ソフトは、精神障害は判定結果が他障害に比べ変更が多い、地域差が見られるなど問題が有るが、その原因は解っていない。「誰がどこで行っても同様な結果となる判定ソフト」を目標とし、原因を分析する。

2 2 訪問看護における多職種アウトリーチの検討

平成 28 年度より厚生労働科学研究で訪問看護における多職種アウトリーチの検討が開始され委員を派遣している。精神科病院では多職種によるアウトリーチを以前から多くの病院で行っているが、訪問看護事業所は大多数が看護職で、多職種での訪問は殆どできていない。当協会においても、多職種でのアウトリーチを進めるための課題と改善案を検討する。

2 3 精神科医療の構造改革に資する地域移行と地域支援の在り方の検討

民間病院の努力により入院患者の地域移行が促進されている。精神科病院の構造改革を進めるとともに持続的な精神医療の提供を可能なものとするべく、精神科病院の立場から新たな地域移行の方法と退院後の支援の方法を検討する。

2 4 障害福祉サービス報酬等の改定への対応

精神障害者を送り出す側の精神科病院と受入れる側の福祉施設にとって利用・提供しやすい障害福祉サービスの構築のため、サービスメニューの過不足等を検討し、同時に調査等により障害福祉サービス事業の経営状態を把握し、要望を行う。

(2) 精神保健医療福祉に関する資料収集事業

精神保健医療福祉に関する課題について、国内外の資料を収集し、課題の解決に向け関係官公庁やその他関係団体等に資料を提供し、政策等に反映されるよう協議をすることにより不特定多数の者の利益に寄与することを目的とする。

[2]精神保健医療福祉従事者の人材育成及び教育研修

精神疾患を有する者に対する医療・福祉・保護等にあたり、精神保健医療福祉に従事する者に対し、患者の基本的な人権や個人情報の保護など基礎的かつ医学的知識の向上を図るため、人材育成ならびに教育研修を実施することで、精神科医療の質の向上に寄与することを目的とする。

(1) 精神医療保健福祉の向上を目的とした研修会開催事業

精神科医療従事者が専門的知識を研鑽する為、精神疾患の診断・治療技術の向上及び患者の基本的な人権や個人情報の保護など基礎的かつ医学的知識などについて研修会を行い、国民の精神保健の向上を目的とする。

1 精神科病院理事長等研修会の実施

精神科病院の理事長等を対象として、今後の病院経営・管理運用等について研修会を開催する。

2 海外研修の企画・実施

海外の精神科医療・福祉・保健などのシステムの視察・研修を目的に精神科病院職員の意識向上の為の企画・立案を実施する。

3 公認心理師現任者講習会の実施

公認心理師法施行後5年間（平成34年9月14日まで）の経過措置期間に行われる現任者講習について、文部科学大臣及び厚生労働大臣より実施機関としての指定を受け、講習内容を企画検討し講習会を実施する。

4 看護管理者を対象とした研修会の実施

精神科医療及び看護・メディカル関連の最新情報並びに活動状況と方針の伝達を行うほか、各支部の看護管理者部会の活動について把握し、全支部での情報共有を図る。

5 全国認知症疾患医療センター連絡協議会の実施

全国の認知症疾患医療センターの関係者を対象に情報提供および意見交換を行う。平成29年6月30日時点、認知症疾患医療センターは全国に393施設で、内訳は基幹型16、地域型347、連携型（診療所型）30となっている。センターの役割としても、認知症初期集中支援チームの委託実施や地域包括ケアでは認知症の中核拠点としての機能を求められると推察される状況である。日精協会員病院において、新たに認知症疾患医療センターの指定を受託可能となるよう支援する。平成30年8月3日（金）開催予定。

6 地域精神医療フォーラムの実施

全国認知症疾患医療センター連絡協議会と同日に行い、認知症疾患医療センター関係者および認知症医療に携わる人を対象に地域連携や認知症施策に対する講演等を行う。第7次医療計画に伴う地域包括ケアにおける認知症対応のあり方などについて検討、情報交換し、研修を行う。平成30年8月3日（金）開催予定。

7 認知症に関する研修会の実施

精神科病院などに勤務する医師を対象に認知症医療について最新の知見に基づいた講演を行う。認知症の最新の知見と動向、症候学、BPSD、神経心理学、診断、画像診断、認知症と身体疾患、薬物治療、若年性認知症等について、また、トピックス的な諸問題を含めて認知症の基礎から応用まで学べる充実した研修会とする。また、当研修会は認知症臨床専門医を取得のためには必受講必須の研修会であるため、その周知を徹底して実施する。平成30年11月29日（木）～11月30日（金）開催予定。

8 医療安全管理者養成研修会（新規・更新）の実施

医療事故防止および安全な医療を行えるよう標記の研修会を実施し、医療安全管理者の養成を図る（講習4日、演習1日 計5日間）。なお、第7回更新者研修会も同時開催する。

日程

■新規研修 第1クール：平成30年7月26日（木）・27日（金）・28日（土）
第2クール：平成30年8月30日（木）・31日（金）・9月1日（土）

※講習 7月26日・27日、8月30日・31日
（於：ホテルインターコンチネンタル東京ベイ）

※演習 7月28日、9月1日のうち1日受講（於：日精協会館）

■更新研修 平成30年7月26日（木）
（於：ホテルインターコンチネンタル東京ベイ）

9 医師臨床研修指導医講習会への協力

精神科七者懇談会で実施している医師臨床研修指導医講習会への世話人派遣等の協力を行う。

（2）日本精神科医学会学術教育推進制度事業

日頃の研鑽の結果の研究や意見、その他臨床に密接な事柄について発表する学際的な多種職による学術大会等の開催や、精神保健指定医研修会や精神保健判定医等養成研修等の実施を行う。また、精神科医療従事者向けの通信教育を実施する。

1 日本精神科医学会学術大会の開催（日本精神科医学会 学術教育推進制度）

第7回日本精神科医学会学術大会

開催担当	開催日程	会場
北信越 地区 〔長野県〕	平成30年10月4日（木）～5日（金）	・長野県民文化会館 ・ホテル メトロポリタン長野

2 精神科病院職員の研修ならびに学術団体としての活動（日本精神科医学会学術教育推進制度）

精神科病院の医療の質を向上させるためには良好な資質をもった職員の獲得及び在職職員の教育が不可欠である。各職種それぞれの専門性を高めるため通信教育による生涯教育や、6部門に及ぶ学術研修等を通して医療の質と向上を図るとともに、全職種が一堂に会して研究発表・研修できる場としての日本精神科医学会学術大会では会長賞・奨励賞を選考し、更に精神保健指定医研修会の開催等をもって学術団体としての活動を展開する。

日本精神科病院協会教育研修事業は以下の通りである。

- ① 日本精神科医学会学術大会（学術研修分科会/選考会）
- ② 学術教育研修会（学術研修分科会）
- ③ 日精協認知行動療法研修会（学術研修分科会）
- ④ 身体合併症講習会（学術研修分科会）
- ⑤ 精神保健指定医研修会（指定医研修分科会）
- ⑥ 通信教育（通信教育分科会）
- ⑦ 精神保健判定医等養成研修会（判定医等研修分科会）

① 第7回日本精神科医学会学術大会

（北信越地区：長野県民文化会館/ホテルメトロポリタン長野）

会長賞・奨励賞を選考・表彰 平成30年10月4日（木）・5日（金）

② 学術教育研修会

部 門	担当支部	開催日程
看 護	東 京 都	平成30年5月31日（木）～6月1日（金） ホテルインターコンチネンタル東京ベイ
事 務	鹿児島県	平成30年7月19日（木）～20日（金） 城山観光ホテル
P S W	福岡県	平成30年8月9日（木）～10日（金） ANAクラウンプラザホテル福岡

作業療法士	岩手県	平成30年9月13日（木）～14日（金） いわて県民情報交流センター アイーナ
栄養士	大阪府	平成30年10月25日（木）～26日（金） ホテルアウィーナ大阪
薬剤師	兵庫県	平成30年11月8日（木）～9日（金） ANAクラウンプラザホテル神戸

③ 認知行動療法研修会（2回）

認知療法・認知行動療法3の施設基準、認知療法・認知行動療法の実施に当たっては厚生労働科学研究班作成の「うつ病の認知療法・認知行動療法治療者用マニュアル」を踏まえて行うことは算定基準の一つとなっており、その基本を学ぶことは重要であることから、日精協でも研修会を行うこととし、昨年度に引き続き研修会を2回開催する。

第14回 平成30年5月17日（木）～18日（金）

第15回 平成30年11月29日（木）～30日（金）

④ 身体合併症研修会

精神科医として身体合併症へ対応すべく、軽度・初期の身体疾患への対応力、他科受診に至る適切な判断力、必要な際には身体科と円滑な協力関係を構築のための交渉力等の能力向上を目的とした研修会を実施する。

⑤ 精神保健指定医分科会

精神保健指定医制度は、精神障害者が医療を受けるにあたって、その人権を擁護するために設けられたものであり、指定医資格認定および更新の条件として本研修会の受講が義務付けられている。日本精神科病院協会では従来、厚生労働省の指定研修会として実施してきたが、精神保健指定医の研修実施団体登録機関化に係る法改正により、平成16年度より登録研修機関として研修会を実施しており、今年度も新規申請者と更新者に区分した研修会を下記の通り開催する。

また、平成29年より検討が開始された、新しい精神保健指定医制度の研究班において、研修会のあり方についても検討されており、精神保健福祉法の改正の動向に沿って具体的な実施方法について検討を行う。

WEB申込についても、開始して5年が経過し、重複申込が増加していることから、システムの見直しとして三団体共有のWEB申込システムの導入を検討する。

- ・新規申請のための研修会（3日間）：年1回[東京]
- ・更新申請のための研修会（1日間）：年4回[東京2回・大阪1回・福岡1回]

[新規申請のための研修会]

回	日 程	会 場	人 数
第 24 回 東京	平成 30 年 9 月 3 日(月)～ 9 月 5 日(水)	第一ホテル東京 「ラ・ローズ」	200 名

[更新申請のための研修会]

回	日 程	会 場	人 数
第 131 回 東京	平成 30 年 7 月 26 日(木)	京王プラザホテル 「エミネンスホール」	350 名
第 132 回 大阪	平成 30 年 10 月 31 日(水)	シェラトン都ホテル大阪 「浪速の間」	450 名
第 133 回 福岡	平成 30 年 11 月 22 日(木)	ホテル日航福岡 「都久志の間」	400 名
第 134 回 東京	平成 31 年 2 月 1 日(金)	ホテルグランドパレス 「ダイヤモンドルーム」	350 名

合計 1,550 名

⑥ 通信教育（通信教育分科会）

精神科医療の発展充実ならびに精神科看護の質の向上とともに、意欲的かつ幅広い柔軟性のある能力を発揮できる看護従事者の育成や指導者養成を目的とし、通信教育を開講している。

日本精神科医学会職種認定制度「日本精神科医学会認定看護師」「日本精神科医学会認知症認定看護師」「日本精神科医学会認定栄養士」の推進にも努めていく。

今年度の開講は下記の通りである。

コース名称	受講期間	スクーリング
第 4 回 STANDARD コース	1 年間（4 月～翌年 3 月）	1 日間
第 4 回 MCW コース	1 年間（4 月～翌年 3 月）	3 日間
第 4 回 SENIOR コース	1 年間（6 月～翌年 5 月）	6 日間
第 4 回 LEADERSHIP コース	1 年間（7 月～翌年 6 月）	6 日間
FOLLOW-UP 研修	6 日間（8 月、3 月）	6 日間

⑦ 精神保健判定医等養成研修会の実施（判定医等研修分科会）

医療観察法を適正に運用するため必要な人材を養成することを目的とした「精神保健判定医等養成研修会」の企画・運営を行う。そのため、昨年に引き続き厚生労働省委託事業である司法精神医療等審判体制確保事業の申請を行う。

（３）日本精神科医学会職種認定制度事業

医学会正会員または準会員の技能判定及び面接を行い、その技能・見識を審査し、期待する水準に達したものを「職種認定制度資格」として認定を行う。

１ 日本精神科医学会職種認定制度：精神科臨床専門医

良質な医療を促進できる精神科医を育成し、精神科病院の質の向上を目指すことを目的とし、精神科臨床専門医・指導医になろうとする医師を指導・支援する。認定者には認定証を交付し、日精協ホームページにて公示する。新しい知識の吸収を怠らないことを前提とし、５年ごとの更新制とする。新規は、一次審査・二次審査（認定講習・面接）を実施、更新は、レポート審査を実施する。

２ 日本精神科医学会職種認定制度：認知症臨床専門医

認知症疾患の正しい理解と診断・治療ができる専門医を養成することを目的とし、日精協 高齢者医療・介護保険委員会が実施する「認知症に関する研修会」を過去５年以内に受講し、所定の要件を満たした精神科医に認定申請の資格を与え、一次審査（書類・ケースレポート審査）と二次審査（面接）を実施する。認知症に対する良質で安全な医療サービスが提供できる高い技能と見識を有する専門家であると認証された医師に、認定証を交付し、日精協ホームページに公示する。なお、新しい知識の吸収を怠らないことを前提とし、５年ごとの更新制として更新審査を（ケースレポート審査）を行う。

３ 日本精神科医学会職種認定制度：認定看護師

通信教育分科会が実施する「SENIOR コース（シニアコース）《旧・上級コース》」ならびに「LEADERSHIP コース（リーダーシップコース）《旧・指導者養成コース》」を修了した看護師に認定申請の資格を与え、一次審査（書類審査）と二次審査（小論文試験・筆記試験・面接）を実施する。期待する水準に達した看護師に認定証を交付し、日精協ホームページに公示する。新しい知識の吸収を怠らないことを前提とし５年ごとの更新制とする。二次審査の年間審査数については、募集状況によって調整を図ることとする。また、平成 25 年度以降、面接審査員として標記分科会の役員・構成員の他、外部審査員（認定看護師等）に協力を依頼する。

本制度開始５年を経過した平成 26 年度から更新審査を実施し、更新にあたっては、一次審査（書類・ケースレポート審査）を行う。

４ 日本精神科医学会職種認定制度：認知症認定看護師

主に認知症疾患の看護において、認知症の医学的知識の正しい理解と看護サービスができる専門看護師を養成することを目的とし、日本精神科医学会が主催する「認知症に関する看護研修会」を過去５年以内に受講し、所定の要件を満たした看護師に認定申請の資格を与え、一次審査（書類審査）と二次審査（小論文試

験・筆記試験・面接等）を実施する。

認知症に対する良質で安全な看護サービスの提供と高い技術・見識を有する専門看護師であると認証された看護師に認定証を交付し、日精協ホームページに公示する。なお、新しい知識の吸収を怠らないことを前提とし、5年ごとの更新制とし、更新審査を（ケースレポート審査）を行う。

5 認知症に関する看護研修会の実施

認知症認定看護師の申請予定者を受講対象とし、認知症疾患の看護における医学的知識・技能・見識を高め、認知症の専門看護に特化した研修会を実施する。平成30年度は9月27日～28日に開催する。

6 日本精神科医学会職種認定制度：認定栄養士

通信教育分科会が実施する「STANDARD コース（スタンダードコース）《旧・基礎コース》」並びに日本精神科医学会で実施する「認定栄養士研修会」を修了した管理栄養士を対象に認定申請の資格を与え、一次審査（書類審査）と二次審査（小論文試験・筆記試験・面接）を実施する。期待する水準に達した管理栄養士に認定証を交付し、日精協ホームページに公示する。本認定制度は、他職種に倣い5年ごとの更新制とする。

なお、面接審査員として標記分科会の役員・構成員の他、外部審査員（認定栄養士等）に依頼し、二次審査の年間審査数については、募集状況によって調整を図ることとする。

本制度開始5年を経過した平成27年度から更新審査を実施し、更新にあたっては一次審査（書類・ケースレポート審査）を行う。

7 認定栄養士研修会の実施

日精協会員および精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設・保健福祉施設等に勤務する管理栄養士・栄養士・その他を受講対象として実施する。平成30年度は8月27日～28日に開催する。

（４）外国人技能実習生の受入れに関する事業

技能実習制度は、我が国の先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術、又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展等を担う人づくりに協力することを目的とするものである。国際貢献の観点から、会員病院等において外国人技能実習生の受け入れ事業を実施し、これまで培われた高度な医療介護等技術を諸外国に移転する人材育成事業を行う。

(5) 無料職業紹介事業

無料職業紹介所において、必要に応じ医療従事者等の人材紹介事業を行うための検討を行う。

〔３〕精神保健医療福祉に関する普及及び啓発

未だ多くの精神疾患に関する偏見があるため、精神疾患を有する者や精神科医療従事者に対する理解を求めるべく、精神保健医療福祉に関して雑誌の発行やホームページでの正しい情報提供を行う。また地域の精神医療のみならず、精神保健福祉活動にも積極的に参加するなど常に精神疾患を有する者の医療、福祉並びに保護を行い、精神科病院及び精神疾患を有する者への理解を求め、ひいては国民一般に対して精神保健医療福祉に関する正しい情報を提供し、偏見を払拭することにより、不特定多数の者の利益に寄与する。

（１）日本精神科病院協会雑誌等の発行

日本精神科協会雑誌では民間精神科病院の立場を基盤に置きながら精神科医療・保健・福祉全般にかかわる問題を取り上げ、できるだけ時宜を得た特集を企画して情報提供し、特集以外にも時評として最近の重大な問題について役員のコメントを掲載している。国等の重要な制度改革、精神医学・精神医療に関する論文、症例報告、海外視察報告、研修計画など近況をお知らせしている。また、精神保健医療福祉に関する資料を発行する。

１ 日本精神科病院協会雑誌の刊行

協会の運営状況などと共に、民間精神科病院の立場を基盤に置きながら精神科医療・保健・福祉全般にかかわる問題や重要な制度改革、会員病院の実務に役立つタイムリーなテーマで特集を組み、情報を提供する。また、広く投稿論文を募集する。発行は月刊で 12 回。

２ 認知症クリニカルパスの普及啓発の実施

高齢者医療・介護保険委員会にて平成 26 年度に改訂した「認知症のクリニカルパス」「オレンジ手帳第二版」「重度認知症患者デイケア・クリニカルパス第二版」の普及啓発を実施する。そのため、日本精神科医学会学術大会、全国認知症疾患医療センター連絡協議会、地域精神医療フォーラム、認知症に関する研修会、認知症に関する看護研修会など日精協主催にて開催される学術大会、研修会等にて、クリニカルパスとオレンジ手帳を配布し、広報を実施する。

３ 刊行物の発行

冊子「精神科医療事故～起きたらどうする起こさないためどうする～Q&A」の第 3 版等の刊行分を発行する。

（２）精神保健医療福祉情報の提供

精神疾患等を事件や事故と関連付け、マイナスの側面でしか伝えられていない国民の多くに、「精神病や精神障害はすべて危険」といった誤解が生じている。精神科疾患や精神科医療に対する無理解や差別偏見を払拭するべく、精神疾患・精神障害・精神科医療などに対する正しい知識を理解、共有してもらえよう情報を発していく。また現代の職場における「心の問題」は自殺やうつ病などを引き起こし、無視できない状況となっていることから、精神科領域の問題に関わる産業医と精神科医の連携などのメンタルヘルス対策を検討し、患者の周囲の方に留まらず多くの国民に疾患への関心・理解をしていただくため普及啓発を行う。さらに、国庫補助金事業等による成果物を用いて普及啓発を行う。

１ 国民への精神障害者に対する理解の向上と情報提供

国民の精神保健医療福祉及び精神障害者に対する理解の向上と、偏見差別の解消のため、ホームページや日精協雑誌を利用し、啓発広報活動の推進に努める。

また、これまで蓄積してきたデータの解析等を行い、精神科医療充実のための政策立案の基礎資料とする等、必要とされる情報を速やかに提供、またはホームページ等で公開し、精神科医療に対する理解を深め、偏見を除去することに努める。

２ 日精協ホームページの拡充

ホームページの更なる充実を図る。

- １．日精協主催研修会のWEB受付システムの更なる拡充
- ２．新たなコンテンツの検討、ホームページの更新等

（３）医療安全と質の向上に関する事業

精神科医療の質の向上と正当な精神科医療が行われる環境づくりを行う。そのため医療事故に関する情報を収集し、医療安全に関する情報を周知することにより、医療事故の防止を通して精神科医療の質の向上を図る。精神科病院での事故発生時に相談・援助等を実施し、紛争の発生を未然に防ぐと共に早期解決を図る。医療法に規定されている医療事故調査制度の医療事故調査等支援団体として、医療事故の判断に関する相談や調査手法に関する相談・助言等の支援活動を実施する。

（４）（公社）日本精神保健福祉連盟精神保健福祉全国大会等への助成

精神保健福祉の普及啓発のため精神保健福祉全国大会を行っている公益社団法人日本精神保健福祉連盟に対し、協会施設の無償貸与や精神保健福祉全国大会開催等への助成を行う。

〔４〕災害時における精神保健医療福祉に関する支援事業

災害時における精神医療体制の確保と被災病院の援助・支援および避難者等に対する「こころのケア」などの即時対応は重要な案件である。今後も来るべき災害に備えて、有事に対するネットワークの構築や災害時対応の強化を行うことや、有事の際に被災精神科病院に対する支援を行うことにより、被災地での精神保健医療福祉の一時的な消失を防ぎ、不特定多数の者の利益に寄与する。

（１）被災精神科病院に対する支援事業

東日本大震災、熊本地震災害や常総大洪水災害などの被害や勢力の強い台風などの被害など大小の災害が頻発している。そのため災害時における精神医療体制の確保と被災病院の援助・支援および避難者等に対する「こころのケア」などの即時対応が強く求められ、有事の際に被災精神科病院に対して、人員・物資・ノウハウ等の支援を行う。

（２）災害時の対応力向上に関する事業

来るべき災害に備えて精神科病院のネットワーク拠点として「災害時支援中心病院」の設置推進や、災害時の対応に関する研修を実施する。

（３）ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）事務局事業

精神科病院でのＤＰＡＴチーム設置の促進の為、昨年度に引き続き、厚生労働省委託事業である災害時こころの情報支援センター事業（ＤＰＡＴ事務局機能）に申請をする。関係学会および関係団体等と円滑な連携体制を構築し、今後発生が予想される大規模地震その他の災害の発生に備えた精神医療体制づくりのための平時の訓練や、経験を元にした効果的なＤＰＡＴの活動手法の開発・検討、災害時における情報提供および技術的支援などの連絡調整事務の機能を担う。

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1 日精協組織運営に関する事項の検討

各支部と執行部の連携強化、各種委員会の効率的な運営、事務局組織の強化等により、より多く政策提言し、実行していくための組織の強化策について検討を進める。

2 中央及び地方の各種審議会との連携強化

中央、地方の各種審議会等に積極的に委員を派遣し、日精協の科学的データに基づいた意見を主張し、その実現に努める。

3 関係諸団体及び関連学会との連携

四病院団体協議会における活動を積極的に行なう他、日本医師会、日本精神神経学会、精神科七者懇談会、日本病院団体協議会等、諸団体との連携を強化し、精神科医療の向上発展に努める。

4 病院経営等の諸問題発生時の対応、病院経営上の問題の解決と支援

会員病院からの病院経営等の問題点を把握し、問題解決の方法を検討する。また、会員病院からの病院経営上の問題、質問等の解決・支援を行う。

5 会員への制度改革等の情報提供

重要な制度改革等の行政情報、その他精神科医療に関する事項等について、会員に正確で有効な情報を日精協雑誌、日精協ニュース、メール配信、ホームページ、ファイリングシステム等を通じて提供し、我が国の精神保健医療福祉の発展の向上を目指す。

6 日精協ニュースの編集・発行

執行部の動向及び、法改正、制度改革、厚生労働省人事等、会員に最新の情報提供を行う。カラー版の紙面でわかりやすく提供する。発行は隔月（偶数月）で6回。

7 記念誌発行

日本精神科病院協会創立 70 周年に向け、記念誌発行の準備を進める。

8 会員管理

会員規程に基づき、毎年7月1日付で会員名簿調査を実施し、会員名簿を発行する。

９ 支部における看護職種関連委員会の設立促進

各都道府県支部における看護職種関連委員会の設置状況について調査し、未設置の支部に対し設立の働きかけを行う。

１０ 日本准看護師連絡協議会運営の協力

准看護師の生涯教育研修体制を確立し、准看護師のキャリアアップを図る。また、准看護師の意見を集約し、看護職全体の意見に反映できるようにすることを目的に日医・四病協とともに日本准看護師連絡協議会へ協力を行う。